

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第5区分
 【発行日】令和6年11月28日(2024.11.28)

【公開番号】特開2023-161237(P2023-161237A)
 【公開日】令和5年11月7日(2023.11.7)
 【年通号数】公開公報(特許)2023-209
 【出願番号】特願2022-71473(P2022-71473)
 【国際特許分類】

B 6 2 D 33/06(2006.01)

10

B 6 2 D 25/08(2006.01)

【F I】

B 6 2 D 33/06 C

B 6 2 D 25/08 B

【手続補正書】

【提出日】令和6年11月20日(2024.11.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

天井部が開放されたキャブ本体の上方に取り付けられ、前方から後方に向かって車高が次第に高くなるように傾斜したルーフパネルが設けられる、トラックのハイルーフ構造であって、

前記キャブ本体において車幅方向に互いに離隔して配置された一对の側面部からそれぞれ立設され、前記ルーフパネルを支持する一对の前サイドフレームと、

前記前サイドフレームよりも後方において前記一对の側面部からそれぞれ前記前サイドフレームよりも高くまっすぐに立設され、前記ルーフパネルを支持する一对の後サイドフレームと、

30

前記後サイドフレームの少なくとも一方に設けられ、車高方向において隣接する部位よりも相対的に低強度に形成された脆弱部と、を備えていることを特徴とする、トラックのハイルーフ構造。

【請求項2】

前記前サイドフレームの上端部同士を接続する前ルーフフレームと、

前記後サイドフレームの上端部同士を接続する後ルーフフレームと、を備えていることを特徴とする、請求項1に記載のトラックのハイルーフ構造。

【請求項3】

40

前記キャブ本体において前記一对の側面部よりも前方に配置された前面部から前記ルーフパネルに沿って傾斜して延び、前記前ルーフフレーム及び前記後ルーフフレームに結合された長ルーフフレームを備えていることを特徴とする、請求項2に記載のトラックのハイルーフ構造。

【請求項4】

前記脆弱部の車高方向の寸法は、前記前サイドフレームと前記後サイドフレームとの高さの差と等しくなるように設定されていることを特徴とする、請求項1に記載のトラックのハイルーフ構造。

【請求項5】

前記後サイドフレームは、インナフレームと、前記インナフレームの車幅方向の外側に

50

配置されて前記インナフレームと閉断面をなすアウトフレームと、を有し、

前記脆弱部は、前記インナフレームが分断されてなる欠成部を含む
ことを特徴とする、請求項 1 に記載のトラックのハイルーフ構造。

【請求項 6】

前記脆弱部は、前記後サイドフレームにおいて車長方向に延びるとともに車高方向に互いに離隔して設けられた二つの凹部を含む

ことを特徴とする、請求項 1 に記載のトラックのハイルーフ構造。

【請求項 7】

前記後サイドフレームよりも後方かつ前記脆弱部よりも上方において前記後サイドフレーム同士を接続する上フレームを備えている

10

ことを特徴とする、請求項 1 に記載のトラックのハイルーフ構造。

【請求項 8】

前記後サイドフレームよりも後方かつ前記脆弱部よりも下方において前記後サイドフレーム同士を接続する下フレームを備えている

ことを特徴とする、請求項 1 に記載のトラックのハイルーフ構造。

【請求項 9】

前記脆弱部は、前記後サイドフレームのいずれか一方にのみ設けられ、

前記脆弱部が設けられない他方の前記後サイドフレームは、吸気ダクトの配置用に車幅方向の内側へ屈曲した屈曲部を有する

ことを特徴とする、請求項 1 に記載のトラックのハイルーフ構造。

20

30

40

50